## 高槻市(平成19年10月1日から)

対象建築物		特定工程	特定工程後の工程
(1) 構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構 造又はこれらの構造が混合した構造の		◆基礎工事(※1) 法第6条第1項第2号又は第 3号に掲げる建築物(※2) の基礎の配筋工事	法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(※ 2) の基礎をコンクリート打設工事
建築物うち、棟ごと (2)用途・規模 用途 一戸建住宅、兼 用住宅、長屋又 は共同住宅		建方工事(※3) (1. 木造) 屋根の小屋組の工事(耐力壁 及び壁の筋交い、接合金物が 目視で確認できる壁下地、た だし、枠組工法による場合に ついては、壁を設置する工 事)	壁の外装工事又は内装工事(下地工事を含む)
築物以外の建築物	の床面積の合計 (棟別) が 300 ㎡を超えるもの 又は地階を除く 階数が 3 以上の もの	(2.鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、 屋根床版)のコンクリート打設工事(コンクリート打 設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱 及び壁の取付け工事)
		(3. 鉄骨造) 2階の床版の取付け工事(平 屋については、建て方工事)	壁の外装工事又は内装工事
		(4. その他の構造) 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
		(5.1から4までの構造の 区分のうち2以上の構造の 区分にわたる構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く 施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合につ いては、最も遅く施工する工 事)	1から4までの構造の区分に応じた特定工程後の工事の工程

- (※1) 一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合はそれぞれの基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の配筋工事を特定工程とする
- (※ 2) 法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く
- (※3) 一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合はそれぞれの工事を特定工程とし、工事を2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事を特定工程とする

適用除外 法第 18 条及び第 85 条の適用を受ける建築物